



また、新しい詐欺手口!!

コンビニ払いを指示する架空請求にご注意!

【事例】20歳代 女性

スマートフォンでインターネット利用中に自動的にアダルトサイトに登録になった。慌てて電話したところ、「契約になっている。これから伝える支払番号をメモしてコンビニのレジに伝え、15万円を現金で支払って」と指示された。仕方なく言われた通りに支払った。

コンビニに
行ってこの番号
(支払番号)を
使って支払うよ
うに!

有料サイトの未納
料金を支払え!



言われた番号をコンビニ内の端末に入力

端末から出てきた用紙をレジに持って
いき、直接現金を支払う!



被害者は未納料金と思っているが、実際は詐欺業者の買い物代金などの支払いをさせられている。

(コンビニ収納代行サービスを悪用した詐欺です)

アダルトサイトなどの請求は、有料の契約に同意していない場合は契約が成立していないので支払う義務はありません。支払ってしまうと、お金を戻すのはとても難しいです。

※事業者から支払番号等を伝えられても、絶対に支払ってはいけません。

◆当別町では、訪問販売など消費者トラブルの相談窓口を開設しています◆
午前8時45分～午後3時(月曜日～金曜日、年末年始・祝日は除く)

当別町役場 住民環境部環境生活課 町民生活係(1階) ☎(0133)23-3209

発行/当別町住民環境部環境生活課町民生活係